

8保医医安第827号
令和8年10月14日

関係機関各位

東京都保健医療局長
(公印省略)

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」の公布等について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から通知がございましたのでお知らせします。

本件については、下記のとおり保健医療局ホームページ「医療安全課からのお知らせ」に当該通知を掲載いたしましたのでお知らせします。

(<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/about/soshiki/isei/ian/oshirase>)

つきましては、上記URLより資料等をダウンロードしていただき、貴会員並びに関係職員へご周知いただきたく、何卒よろしくお願いいたします。

記

送付書類

- ・医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」の公布等について
(令和8年9月30日付 医政発0930第2号)

(問合せ先)

東京都保健医療局医療政策部医療安全課指導担当
電話03-5320-4432

医政発 0930 第 2 号
令和 8 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」の公布等について（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）のうち医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）に係る改正規定の一部が令和 8 年 10 月 1 日付けで施行されることに伴い、法第 30 条の 13 第 1 項の規定に基づく報告の報告事項として、従前の病床機能に加えて、医療機関機能が追加されます（以下「医療機関機能等報告」という。）。

改正法の施行等を踏まえ、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 367 号）が本日別添のとおり公布され、令和 8 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までに行うものとされている医療機関機能等報告及び外来機能報告より適用されます。

改正の主な内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関及び関係団体に対して周知をお願いいたします。

なお、医療機関機能等報告及び外来機能報告については、業務効率化の観点から、医療機関は、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告を行うこととしており、令和 8 年度医療機関機能等報告・外来機能報告の「確認・記入要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載しているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、貴管内の医療機関及び関係団体に対して、併せて周知をお願いいたします。

○令和 8 年度医療機関機能等報告 確認・記入要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

○令和 8 年度外来機能報告 確認・記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

記

第1 改正の主な内容

- 1 病床機能報告の報告内容及び公表内容について令和8年度の診療報酬改定を踏まえ、以下のとおり改正する。(第1条、第3条関係)
 - (1) 構造設備及び人員の配置その他必要な事項
報告内容及び公表内容のうち「病床数、人員の配置、医療機器等」について、以下のとおり改正。
 - ① 「総合入院体制加算1から3まで」を「急性期総合体制加算1から5まで」に改正
 - ② 「急性期充実体制加算1又は2」の区分を「包括期充実体制加算」に改正
 - ③ 「看護・他職種共同加算を算定している病院にあつては、その旨」を追加
 - ④ 「医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあつては、その旨」を追加
 - ⑤ 「小児・周産期・精神充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨」を削除
 - ⑥ 「精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨」を削除
 - ⑦ 「コンピュータ断層撮影装置の数」に「百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」の区分を追加
 - ⑧ 「コンピュータ断層撮影装置の数」の「六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」の区分を「六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」に改正
 - (2) 入院患者に提供する医療の内容
 - ① 報告内容及び公表内容のうち「がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況」について、「脳血管内手術の実施件数」を削除
 - ② 報告内容及び公表内容のうち「救急医療の実施状況」について、「急性期充実体制加算1及び2の算定件数」を削除
- 2 改正法の一部施行に伴い、以下のとおり改正する。(第2条、第4条関係)
 - (1) 報告内容及び公表内容に「医療機関機能」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位に以下を規定する。
 - ① 報告内容及び公表内容に「法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日における医療機関機能」を新設し、報告単位、公表単位及び

報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(ii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。

② 報告内容及び公表内容に「法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後医療機関機能」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(ii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。

(2) 報告内容及び公表内容のうち「構造設備及び人員の配置その他必要な事項」について以下のとおり規定する。

① 報告内容及び公表内容に「構造設備等」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「同一敷地内又は隣接する敷地内の施設・事業所等」
- ・ 「入院対応等が可能な診療科目」
- ・ 「手術等を実施する建物における建築時期」
- ・ 「建物の構造」
- ・ 「手術室数」
- ・ 「都道府県が指定する災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター及び小児救命救急センター・地域小児救命救急センターのいずれかである場合には、その旨」
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三の規定により都道府県と締結された医療措置協定の内容」
- ・ 「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二の規定に基づく臨床研修の実施状況」
- ・ 「専門研修の実施状況」

(ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する（「手術等を実施する建物における建築時期」にあつては病棟及び病院又は診療所、「建物の構造」にあつては病棟）。

(iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。

② 報告内容及び公表内容に「人員に係る内容」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「臨床研修医の数」
- ・ 「専門研修を受ける医師の数」

- ・ 「診療科目別の医師及び専攻医の数」
 - ・ 「在宅医療部門の有無及び従事者の数」
 - ・ 「救急外来の有無及び従事者の数」
 - ・ 「地域への派遣医師の数及び派遣先医療機関の数」
 - ・ 「休日夜間等の体制等」に関する項目
- (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
- (iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する。
- (3) 報告内容及び公表内容に「医療機関機能に関する内容」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位に以下を規定する。
- ① 報告内容及び公表内容に「救急医療の提供状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。
- (i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。
- ・ 「患者の年齢階級区分及び経路区分の組合せごとの救急搬送受入件数（転院搬送件数を含む。）」
 - ・ 「救急患者連携搬送料の算定件数」
- (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
- (iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「救急患者連携搬送料の算定件数」にあつてはレセプト情報による方法）。
- ② 報告内容及び公表内容に「手術に関する実績」を新設し、報告単位、公表単位及び報告方法を以下のとおり規定する。
- (i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。
- ・ 「手術・処置の実施件数（外科手術にあつては、全身麻酔を伴うものに限る。）」
 - ・ 「緊急手術・処置の実施件数」
- (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
- (iii) 報告方法に「レセプト情報による方法」を規定する。
- ③ 報告内容及び公表内容に「高齢者等への医療の提供状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。
- (i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。
- ・ 「年齢階級区分別の退院患者の人数」
 - ・ 「休日におけるリハビリテーション実施体制の有無」
 - ・ 「回復期リハビリテーション病棟入院料及び回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する病棟又は病室を退棟若しくは退室

した患者の人数」

- ・ 「外来における疾患別リハビリテーション料及び摂食機能療法の算定件数」

- ・ 「在宅復帰等に向けた取組」に関する項目

(ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「外来における疾患別リハビリテーション料及び摂食機能療法の算定件数」及び「在宅復帰等に向けた取組」についてはレセプト情報による方法）

- ④ 報告内容及び公表内容に「高齢者施設等との連携状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「協力医療機関として連携する高齢者施設等の数」
- ・ 「協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者の緊急時の受入れのため確保している病床数」
- ・ 「協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者に対する診療実績」
- ・ 「協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の算定件数」

(ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。

(iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の算定件数」にあつてはレセプト情報による方法）。

- ⑤ 報告内容及び公表内容に「在宅医療の提供状況」を新設し、報告内容、報告単位、報告方法、公表内容及び公表単位を以下のとおり規定する。

(i) 報告内容及び公表内容に以下を規定する。

- ・ 「在宅医療に係る連携先医療機関の数及び後方支援に係る連携先医療機関の数」
- ・ 「同一敷地内又は隣接敷地内以外の連携する訪問看護ステーションの数」
- ・ 「訪問診療の対象としている施設等の数」
- ・ 「在宅医療の実績」に関する項目
- ・ 「在宅療養患者の受入れのための確保病床の数」
- ・ 「在宅療養患者の診療実績」

- ・ 「在宅患者緊急入院診療加算の算定件数」
 - (ii) 報告単位及び公表単位に「病床又は診療所」を規定する。
 - (iii) 報告方法に「ファイル等に記録する方法」を規定する（「在宅医療の実績」に関する項目の一部及び「在宅患者緊急入院診療加算の算定件数」についてはレセプト情報による方法）。
- 3 外来機能報告の報告内容及び報告方法について、令和8年度の診療報酬改定及び改正法の一部施行に伴い、以下のとおり改正する。（第5条、第6条関係）
- (1) 報告内容の「紹介受診重点外来の実施状況」のうち、報告方法について、「病床機能報告」を「医療機関機能等報告」に改正する。
 - (2) 報告内容の「地域における外来医療の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項」について以下のとおり改正する。
 - ① 「高額等の医療機器・設備の保有状況」の項目の「コンピュータ断層撮影装置の数」について、以下のとおり規定する。
 - (i) 「百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」を新設する。
 - (ii) 「六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」を「六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数」に改正する。
 - ② 報告方法について、「病床機能報告」を「医療機関機能等報告」に改正する。
- 4 その他所要の改正を行う。

第2 適用期日等

告示日：令和8年9月30日

適用期日：告示日（ただし、令和8年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている医療機関機能等報告及び外来機能報告から適用する。また、改正法の一部の施行に伴う改正規定については、令和8年10月1日から適用する。）

以上